

令和6年（2024年）第3回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和6年（2024年）9月17日（火曜日） 午前10時00分 開議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

1 番 佐々木 康 人 議 員

8 番 狩 野 正 雄 議 員

5 番 山 口 優 子 議 員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1 番 佐々木康人議員 2 番 黒井 敦志議員 3 番 金子 孝伸議員

4 番 青砥 敏一議員 5 番 山口 優子議員 7 番 川染 洋議員

8 番 狩野 正雄議員 9 番 安藤 幹夫議員 10 番 清水 浩徳議員

11 番 上嶋 和志議員

4 欠席議員（1人）

6 番 畑 久雄議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 渡 辺 雅 人

代表監査委員 野 村 英 雄

農業委員会会長 菊 池 輝 夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総務課長兼会計管理者	武者 正 人
総務課財政担当課長	高 瀬 俊 一
総務課主幹（消防署長）	桑 折 琢 也
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 井 宏 行
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農業振興課長	城 石 賢 一
保健福祉課長	富 樫 靖
保健福祉課主幹	佐 藤 裕 之
商工観光課長	大 西 亮 一
建設水道課長	大 上 朋 亮
ジオパーク推進課長	萩 生 田 訓 考
瓜 幕 支 所 長	早 川 昌 映
国民健康保険病院事務長	渡 辺 弘 樹
総務課総務係長	最 上 佐 緒 里
総務課財政係長	鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長	宇 井 直 樹
学 校 教 育 課 主 幹	天 野 健 治
社 会 教 育 課 長	平 山 宏 照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長	津 川 修
---------	-------

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長	東 原 孝 博
書 記	川 瀬 直 美

令和6年（2024年）9月17日（火曜日） 午前10時00分 開議

○議長（上嶋和志）

これから本日の会議を開きます。

欠席者の報告を行います。

畑議員から欠席する届け出がありました。

以上で報告を終わります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程1、一般質問を行います。

日程1

一般質問

○議長（上嶋和志）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告に従い、発言を許します。

1番、佐々木康人議員。

○1番（佐々木康人）

それでは通告に従いまして、この一般質問をさせていただきたいと思います。

標題、ストニィプレイン町及び台東区との自治体交流について。

現在行われている、鹿追町とストニィプレイン町及び台東区との自治体交流が、2020年（令和2年）に発生した新型コロナウイルスの影響により、停滞を余儀なくされてきました。ようやくコロナも落ち着き、交流事業も再開しつつある状況下で今後の交流についてお伺いします。

ストニィプレイン町とは、昭和60年（1985年）8月26日に鹿追町と姉妹都市になり、以来、同じ北方圏の町として友好関係を築いています。姉妹提携が結ばれてからは、多くの町民がカナダを訪れ、また平成8年度（1996年度）からは鹿追高校の新入学生全員をストニィプレイン町へ体験留学生として送り出し、高校の存続の観点からも意義のある事業になりました。そこで、交流事業と鹿追高校の独自性を高めるためにも、短期留学だけではなく長期留学としてカナダの高校、大学に留学することができるサポート体制を構築することが必要ではないかと考えます。町外から鹿追高校に通う多くの生徒が、高校の英語教育に魅力を感じて入学を決めたと聞いております。

さらに、ストニィプレイン町のメモリアルコンポジット高校や近接のエドモントンのアルバータ大学へ学ぶ道筋が鹿追高校にできたのなら、特色ある高校として全国公募の中で

も、より魅力ある教育の場として認識されるのではと考えます。また、来年 40 年を迎える同町との交流について、今後どのような展開を考えているのか、町長の所見を伺います。

次に、民間交流から始まりました鹿追町と台東区との交流は、平成 18 年度（2006 年度）の仲見世通りでの農産物・物産販売による訪問を皮切りに、近年では町内児童の派遣や台東区児童の受け入れが行われていました。

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日には「両自治体での特定分野（産業・環境分野）における連携協定」が 4 年間の期間で締結されました。令和 3 年（2021 年）3 月 31 日にその連携協定を令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までの 4 年間の期間で再締結したほか、新たに「災害時相互応援協定」の締結を行いました。この台東区との連携協定が継続されるのか、さらに交流を進めるべきと考えますが、町としてどう今後進めていくのか、町長の所見を伺います。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

佐々木議員からは、「ストニィプレイン町及び台東区との自治体交流について」と題しまして、2 点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

ストニィプレイン町との姉妹都市交流につきましては、議員御発言のとおり、昭和 60 年（1985 年）8 月に姉妹提携を締結しており、来年は姉妹都市交流締結 40 周年を迎えるところであります。その間、平成 3 年度（1991 年度）からはストニィプレイン町の協力によって英語指導助手の受け入れを開始、平成 8 年度（1996 年度）からは鹿追高校短期留学派遣事業を開始するなど、「カナダ学」の名称にもありますとおり、その後に続く、文部科学省の研究開発指定を受けた幼小中高一貫教育における英語教育及び国際理解教育の礎にもなっております。

また、ストニィプレイン町との交流から発展した「花と芝生のまちづくり」は、日本・カナダ両国において高い評価を得て、「国土交通大臣賞」及び、カナダで開催された「花のまちづくり国際コンクール」での受賞など、現在においてもまちづくりにとって欠かすことのできない事業の 1 つとなっております。

これらの交流事業が評価され、平成 22 年（2010 年）には姉妹自治体交流表彰において最高賞である「総務大臣賞」を受賞しております。平成 27 年度（2015 年度）には、専用住宅である S S ハウスを整備し、ストニィプレイン町民による長期滞在体験事業を開始す

るなどし、町民同士の一層の交流が図られているほか、滞在中にはこども園や学校にも訪問していただき、町内の児童生徒にとっても、カナダ・ストニィブレイン町がより身近なものになっていると感じております。

また、交流事業と鹿追高校の独自性を高めるための取り組みにつきましては、姉妹都市交流締結の2年後に当時の鹿追高校生の熱意によって短期留学派遣事業が開始され、その後については、鹿追高校の一年生全員による事業として英会話の実践による英語力の向上に加え、異国文化や生活の違いを知る国際理解教育に取り組んでいるところです。

事業開始から昨年度までの派遣人数は、中高生合わせて1,687名、受け入れは191名で、中高生の国際理解教育に大きな成果をあげており、それぞれの留学生は全て両町の家庭でホームステイとして受け入れており、全国的にみても類をみない事業であると考えております。この事業に加え、日本青年会議所が主宰し全国から30名程度が選考される「グローバルユース国連大使」や、北海道とアルバータ州で実施している6週間の高校生交換留学促進事業、さらに留学事業会社を利用して年間の長期留学や夏休みなどの期間を利用した語学留学など、様々な方法で意欲的に外国語を学ぼうとする生徒が数多く見られるようになってきております。

鹿追高校では、こうした留学に意欲のある生徒へのサポートを積極的に取り組んでおり、英語科の教員を中心に本町が地域おこし協力隊として高校に配置している「鹿追高校みらい留学コーディネーター」と共に留学の実現に向けて各種の調整や連絡を行なっているところです。

また、今年の入学者数の増加を受けて、今後、さらに戦略的にPR活動を行うため、本年5月に入学理由などを生徒から確認するアンケート調査を実施しており、鹿追高校の魅力として探究学習への取り組みや在校生が明るく積極的に活動する様子への好感度などが挙げられておりますが、中でも英語教育やカナダ短期留学への人気が非常に高く、志望理由の中では群を抜いた調査結果となっております。

これまでも、メモリアルコンポジット高校で2週間以上の長期個人留学を希望する生徒はおりましたが、町が毎年実施している短期留学派遣事業と違い、個人で留学する際には高額な授業料やホストファミリーの確保、渡航費を含めた大きな経済負担など様々な課題があり、実現に至ることはありませんでした。

しかし、今年度はコーディネーターを中心にカナダの関係機関と折衝を重ね、授業料とホストファミリーの課題を解決することができたことにより、現在、鹿追高校の生徒1名

がメモリアルコンポジット高校で3か月の留学を行なっているところです。

これらのことから、鹿追高校と町教育委員会でメモリアルコンポジット高校での3か月以上の留学事業について制度の検討を始めたところであり、コーディネーターが持つ海外留学支援の豊富な実績と人脈で、より幅広いサポート体制を模索しながら検討を行なっているところです。

また、在学中の長期留学事業に加え、卒業後にはワーキングホリデー制度を活用し、海外での様々な体験を求めて渡航する生徒や、海外での大学進学を目指して努力している生徒もいると伺っております。こうした海外留学の関心の高まりもあり、今年度のカナダ短期留学時の視察先としてアルバータ大学での現地視察も実現できたところです。

議員御発言の通り、大学を含めた留学へのサポートは、鹿追高校の魅力を一層高めることにつながるものであり、町の総合計画や教育大綱でも掲げております、グローバルな人材を育成することに大きく貢献するものと考えております。

来年、ストニブレイン町との姉妹都市交流締結40周年を迎えるにあたり、今後も継続した良い関係を築きながら、例えば鹿追高校とメモリアルコンポジット高校が姉妹校を締結して英語教育や国際理解教育をさらに発展させ、カナダの文化や国際的な多様性を学ぶ機会や両町の交流が深まるような展開を期待しているところであります。

また、締結40周年を迎えるにあたり、今後、ストニブレイン町や、同じく締結45周年の節目を迎える北海道、カナダ・アルバータ州との協議や調整を重ね、交流の節目をお祝いするために相互訪問団の派遣事業や記念式典等の開催を計画していきたいと考えております。

両町の交流が40年間継続し、絶え間なく発展してきたのは、両町の議会議員や教育関係者、そして訪問団及び留学生の受け入れを行っていただいているホスト家庭などの深い御理解と御協力の賜物です。この場をお借りし、これまでの交流事業に御尽力、御協力いただきました関係者の皆様に深い謝意と敬意を表しますとともに、今後も、姉妹都市交流に関係する皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げ、ストニブレイン町との交流事業に係る答弁とさせていただきます。

次に、台東区との自治体交流についてお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、台東区との交流は鹿追神輿会による民間交流がきっかけであり、その後、長崎県鹿町町との国内姉妹都市交流が同町の佐世保市への編入合併のために終了した平成22年（2010年）頃から、台東区及び鹿追町の議会議員の皆様による積極的な協

議や相互訪問等の交流等を経て、平成 29 年（2017 年）4 月に「産業分野及び環境分野の特定分野における連携協定」を締結することができました。4 年間の協定期間を経て、令和 3 年（2021 年）3 月 31 日に再締結され、来年、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日に再度その期間を満了することになっております。

この間、コロナ禍における中断等はあったものの、町内小学生の台東区への派遣事業を継続して実施しているほか、産業分野ではアンテナショップ「ふるさと交流ショップ台東」への出店、ふるさと交流ショップ台東があります「浅草千束通り商店街」の納涼大会イベントや、台東区の姉妹・友好・連携都市が文化や特産品の P R 及び販売等を行う「ふるさと P R フェスタ」への参加、町内民間事業者における「台東区産業フェア」への出展などの取り組みを実施し、環境分野においては「エコフェスタたいとう」への鹿追町産の花の苗の提供や、イベントへの参加協力を通して鹿追町のゼロカーボンシティなどの環境の取り組みを P R しております。

しかしながら、コロナ禍における事業中断や民間事業者を中心とする相手方の事情、国内姉妹都市 2 つ、友好都市 6 つ、鹿追町以外の連携都市 2 つなど、多くの交流自治体を抱える台東区側の事情などもあり交流が継続できなくなった事業が一定数あります。

台東区にはすでに 8 つの国内姉妹都市及び友好都市があり、いずれも深い歴史的な背景や鉄道等の発着点などの地理的つながりをもっており、鹿追町が同様に姉妹都市や友好都市となるのは現状では難しいかもしれません。

しかしながら、環境省の第 1 回脱炭素先行地域に選定されるなど、環境分野で先駆的な取組を進める本町と台東区の間においては、環境分野で更なる交流や連携の余地があり、産業分野においても「ふるさと交流ショップ台東」への出店などを重ね、一定の知名度や販売実績を上げてきた本町の特産品の販路拡大等のためにも今後も更なる交流事業の実施が必要であります。

また、過去に 2 回、国の交付金事業などを活用して実施した台東区の子どもたちの鹿追町への派遣事業も、様々なハードルはあるものの両自治体における子どもたちの相互交流となるよう継続してその可能性を模索していきたいと考えております。

本年 7 月には、連携協定締結はもとより、台東区との交流を協議し始めて以降、はじめて台東区長による鹿追町への訪問も実現し、本町の特色や魅力、そしてこの交流の重要性を御理解いただけたものと思っております。

来年 3 月における特定分野の連携協定の 3 度目の締結を目指し、今後どのような交流が

できるのかを含め、台東区側との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問。佐々木康人議員

○1番（佐々木康人）

ストニィブレイン町との鹿追高校の留学の関係でありますけれども、鹿追高校未来留学コーディネーターに活用、それと今現在3か月以上の留学事業について、制度の検討を始めたということ、カナダ短期留学時にアルバータ大学の現地視察も実施したということでもありますので、アルバータ大学はやはり日本の大学と環境が相当違って、現地視察はモチベーションが子供たちにも上がるような事業だと思いますので、さらに進展を進めていきたいといただきたいと考えますとともに、そういったことの情報発信をきっちり全国公募にむけても進めていきたきたい。

それから台東区の関係ですけれども、3度目の締結を目指すということでもありますので、これはぜひ実施していただきたいと思います。また台東区とは連携協定この連携協定を基本に様々なアプローチが必要と考えております。

答弁にもありましたけれども、先だって服部区長、それから区議会議員との交流の中でも職員交流という話題も上がりました。そういった都市と地方の交流がさらなる物産の交流ですとか、子供たちの交流にも進展させるものと私は考えますけれども、この協議の中に職員の交流というのも協議のテーブルの上に乗せていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私のほうから職員交流の関係についてお答えをさせていただきます。先ほど答弁でも申し上げましたとおり、来年4年間の期間が来る特定分野、産業環境分野の拠点については、ぜひ継続をしていきたい。また継続していただけるものと思っております。

災害時応援協定については期間の定めがございませんので、そういう事態がないように越したことはないのですが、そういったかたちで進めていきたいと思っております。

先般、服部区長さんがお見えになって町のいろいろな施設を見ていただき、それから懇親会の場もあったわけでありまして。佐々木議員からお話が合った職員交流の関係ですけれ

ども、これについてはいろいろ様々な課題はあると思っておりますけれども、これは非常にもし実現すれば大変両方の自治体にとって非常に有益な事業になるのではないかと考えておりますので、これは積極的に協議を進めて実現できるように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

答弁。渡辺教育長。

○教育長（渡辺雅人）

1点目の海外留学等への情報発信もしっかりというお話でございます。

町長の答弁でも答弁差し上げたとおり、今やっている長期留学への検討、実施もできている部分もありますが、さらに制度化に向けてというところがこれからの鹿追高校のさらなる魅力につながるものと感じておりますので、おっしゃるとおり検討状況を見ながらしっかり全国にPRをし、さらに全国から選んでもらえる高校になれるように努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問。佐々木康人議員

○1番（佐々木康人）

再質問させていただきます。

いずれも前向きな姿勢ということですのでよろしくお願いしたいと思います。

カナダの関係、英語教育の関係につきましては、今、鹿中、瓜中のバカロレアが進展している最中でもあります。

それとこの高校の短期留学、そして長期留学というようなものが実現するとさらに魅力ある鹿追町の教育体系みたいなものが全国に発信できるものと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。回答は要りません。

○議長（上嶋和志）

これで佐々木康人議員の質問を終わります。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

はい。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

表題、公営住宅の入居手続きでの連帯保証人制度について。

先ごろ公営住宅の入居者から相談を受けました。南町（新生区）の公営住宅の建て替え

工事の実施に伴い転居を求められ、西町住宅に転居することになりました。

この転居手続きで色々な書類に記入し提出することが求められた。80 歳を過ぎた高齢世帯にはとても不安で大変な思いをしたそうです。

老朽化した公営住宅の建て替えという行政の施策に対して、入居者が協力しているにもかかわらず、新たな入居手続きと連帯保証人をたてる事が求められました。

指示された保証人を近くに住む親族（長男）を示したところ、担当者は「家族は保証人になれない」と説明された。このような転居手続き制度のため、やむなく友人の私に連帯保証人の相談にきました。

鹿追町で 80 年以上住んでいる人が、保証人を選任しなければ転居できないという行政の手続きは正しいのか、疑問に思うのは当然です。行政の事業推進で転居しなければならない事業も踏まえ、手続きの簡素化や連帯保証人制度の見直しが必要ではないか。

- 1、書かない窓口の推進や説明の方法、行政手続きの簡素化について見直す考えは。
- 2、連帯保証制度や保証金額 60 万円としている根拠は。
- 3、家賃のほかに敷金制度があるが、民間では廃止している例もあるが見直しは。
- 4、住宅設備でリース契約としている根拠は。
- 5、5,000 人を割り込んだ本町の人口対策、住んでみたくなる街、高齢者にやさしい町づくりをどう進めるか。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「公営住宅の入居手続きでの連帯保証人制度について」と題しまして、5 点御質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

南町の新生団地は、鹿追町公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）にかけて住宅の除却・解体を計画しておりましたが、令和 4 年度（2022 年度）に本町が道営住宅の「新たな配置」による建設候補地となり、その後、令和 5 年（2023 年）12 月に道営住宅の建設が事業決定されたことから、新生団地の解体計画を前倒しして本年度中に全戸の除却・解体を進めているところであります。

除却・解体に伴い、9 戸の入居者の方々に移転をして頂いたところであり、移転に際しましては、現在入居されている住宅からの引っ越しと、「住宅の退去の手続き」、移転に伴い町が補償する「入居者移転補償契約の手続き」、移転先の「住宅の入居の手続き」などの

手続きをお願いしたところであります。

1点目の、「書かない窓口の推進や説明の方法、行政手続きの簡素化について見直す考えは」についてお答えいたします。

書かない窓口の推進につきましては、現在、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、来庁時の手書きによる申請を軽減するため、マイナンバーカード等による本人認証により自動で申請書を作成できるシステムの導入準備を進めております。本システムでは、本人確認後、基本情報（住所・氏名・生年月日・性別）を付した申請書を出力し、職員が聞き取りを行うことが必要な事項がある場合は、手書きにより追記するもので、申請書記載の負担軽減が図られるものです。今後、戸籍窓口はもとより、住宅入居手続き等などにも活用すべく整備を進めてまいります。

2点目の、「連帯保証制度や保証金額 60 万円としている根拠は」についてお答えいたします。

「連帯保証人制度」につきましては、入居者が家賃を滞納した場合に、連帯保証人が入居者の代わりに家賃を支払う制度であり、鹿追町では「住宅入居の手続き」の際に、条例の規定に基づき連帯保証人の選定をお願いしているところであります。

なお、住宅建替事業に伴う新たな入居手続きに際して、連帯保証人の選定が困難な場合に限り「緊急連絡先」の登録をもって足りるものとしております。議員に御相談のあった入居者の方につきましては、事情を考慮し「緊急連絡先」登録の対応として、連帯保証人は選定していただいております。

また、「保証金額 60 万円としている根拠」につきましては、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日付けで「民法の一部を改正する法律」が施行され、連帯保証人を選定する場合には、極度額(上限額)を定めなければ当該連帯保証の効力が生じないとされたところであります。

このことから、町では公営住宅家賃の算定基礎となる近傍同種家賃の全公営住宅の平均価格が約 5 万円であったことから、その 12 か月分の 60 万円を限度額として設定したものであります。

3点目の「家賃のほかに敷金制度があるが、民間では廃止している例もあるが見直しは」についてお答えいたします。

敷金は、家賃の未払いや退去時における入居者の責任において生じた修繕の費用がある場合に充てることができる預かり金であり、町条例において「入居時の家賃の 3 月分の家賃に相当する金額の範囲において徴収することができる」と規定しております。

また、敷金は「民法の一部を改正する法律」により賃貸借契約が終了して賃借物が返還された時点で敷金返還債務が生じること、その額は受領した敷金の額からそれまでに生じた金銭債務の額を控除した残額であることなどのルールが明確化され、退去時に入居者の責任において生じた修繕費用などに充当が可能となったことなどから、この敷金制度は、町、入居者双方にとって必要であると考えております。

4点目の「住宅設備でリース契約としている根拠は」についてお答えいたします。

公営住宅等への入居時において、照明器具、調理器具、暖房器具、給湯機器、冷蔵庫、洗濯機などの住宅設備機器は入居者に設置していただき、退去時には全て撤去していただいております。

給湯器につきましては、従来までは町で設置していたところではありますが、平成 15 年（2003 年）12 月に町内事業者 4 社の協力のもとで、リース事業を開始したものであり、対象となるのは「公営住宅、町営住宅、職員住宅で今後建設する住宅、及び既に町で設備済みの機器が、故障などにより多額の修繕を要する住宅」である。

月額リース代金を 2,700 円（税別）とし、リース事業者が給湯器を設置し、入居者とリース事業者間で「リース契約」を締結し、町とリース事業者間で「給湯器リースに関し確認書」を交わし、町は入居者に対し家賃算定の利便性係数の見直しを行い、家賃を減額しているものであります。

5点目の「5,000 人を割り込んだ本町の人口対策、住んでみたくなる町、高齢者にやさしい町づくりをどう進めるか」についてお答えいたします。

2020 年（令和 2 年）国勢調査において、本町の 15 歳未満の年少人口比率は 13.6%、65 歳以上人口が占める高齢化率は 30.9%と、いずれも道内平均の 10.6%、31.8%よりも良好な結果となっており、本年 4 月に人口戦略会議が発表した「消滅可能性自治体」などの報告書におきましても、消滅自治体からは脱局したとされてはおりますが、議員ご発言のとおり、自然減及び社会減の両方を起因とする人口減少は少しずつ進み、本年 3 月末に初めて住民基本台帳人口が 5,000 人を割り込んだところであります。

定住人口を増加させるには、様々な複合的な取組が必要であります。議員御発言の暮らしを支える住宅施策はその大きな要素の 1 つでありますので、このことを中心にお答えいたします。

町では住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画を策定し、本町の目指す住宅施策の基本理念・基本目標の実現に向けて、展開方向及び推進政策を設定しており、その中で、

持ち家住宅の促進や町内定住の受け皿拡大に向けた民間賃貸住宅への支援の継続、町内空き家対策の推進などを掲げております。

本年４月には関係各課からなる庁内の総合的な空き家対策会議を開催し、また、７月には東京で不動産事業や空き家活用事業を手掛ける民間企業から地域活性化起業人の派遣を受けて、空き家対策推進に向けての基礎調査を進めております。

また、冒頭で申し上げたとおり今後新たに道営住宅が建設されることから、新たな居住ニーズに対して、大きな町費の負担によらずに対応が可能になると考えております。

今後も住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅及び公営住宅については、将来的な需要予測に基づく供給量の検討を行いながら、その建替えや長寿命化の推進を図っていくとともに、建設コストが高騰している現状を踏まえつつ、持ち家住宅の促進や民間賃貸住宅への支援や誘致、中古住宅の購入やそのリフォーム支援など各種施策の充実を図る必要があると考えるところであります。

今後も住民の方々にとってより良い住宅施策を進めるとともに、鹿追に住んでみたい、鹿追に住み続けたいと思っていただける町づくりに努力してまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

あと、平均価格は正確には５万円。８万円と申し上げたそうですが平均価格が５万円ということでございますので訂正をさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員

○８番（狩野正雄）

はい。ちょっと驚いた答弁がありまして、まず２点目の連帯保証人は選定していません。

事情考慮し、緊急連絡先登録の対応をいたしましたとありました。実はこの方に、私に何とか連帯保証人になって、住宅の入居手続きを完了したいと言われまして、ここに連帯保証人証と引き換えに、公営住宅連帯保証人の保証についてという文書をいただきました。

読み上げます。

連帯保証人の保証について、連帯保証人様入居を許可された方に次に関わる事項があった場合、連帯保証人へ限度額 60 万円の範囲で履行請求することになりますので、御承知おきください。

１、毎月 25 日までに納付する家賃、住宅使用料や故意や過失による修理代を滞納したとき。

2、ペット、哺乳類、鳥類、爬虫類を飼育し、町の勧告にお答えいただけないとき。

3、家賃を滞納してから3か月を超えたとき、または住宅の管理義務を遵守できず、町の退去命令に従わないとき。

公営住宅は、住宅困窮者、生活困窮者の方々にお貸しするために建設されており、維持、管理には一般住民の貴重な税金も投入されております。

普通の民間アパートとは違い、扱いは異なりますので、入居住宅の仕様についての内容をよく御確認のうえ生活されますようお願いいたします。

氏名、住所、連絡先、電話番号等に変更があった場合、遅滞なく提出してください。

連帯保証人の変更については、こういうふうにわざわざ四角で囲んであります。

連帯保証人における注意事項。連帯保証人となった方が何らかの理由により、連帯保証人の解除された場合は、保証を受けている入居者と御相談ください。町営住宅の連帯保証人は、入居者本人による町営住宅、連帯保証人変更届出によってのみ変更することができます。連帯保証人が町に直接解除を要請することはできません。

役場建設水道課、電話番号入っています。

私の連帯保証人証は一体どこに行ったのですか。まずそこをお答えください。

○議長（上嶋和志）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

今回、西町のほうに転居されたということで各書類を御記入いただいて提出していただいておりますが、連帯保証人の書類につきまして、当然本人と連帯保証人になれる方の名前、印鑑等いただいております。

連帯保証人の方の所得証明書、納税証明書、印鑑証明書の添付の必要がありました。

このときにこの3種類の書類の添付がございました。そこで、今回住宅建て替えということで移転していただくというかたちでございますので、緊急時の連絡先という方法もとれるということでもありますので、ここでこの三つの書類の提出をさらに求めるお話をしたのですが、やはり大変だということでこの書類を持って緊急連絡先として対応してよろしいかというところを本人に確認しましたところ、そのようにしてほしいということで、その内容については、入居者の方から連帯保証人、緊急連絡となられる方にお伝え願うようお願いしたところでございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員

○８番（狩野正雄）

入居者は、狩野さんにお世話になって、入居手続き完了して、やっと引っ越しが終わりましたと挨拶に参りました。私は、連帯保証人届出証に印鑑、実印を押した。実印を押した文書は、そんなに軽く扱っていいのか。あとはその人が私に何か連絡すればいいか。

その文書は、公文書なのですか。連帯保証人証というのは、権利、義務が生じる。

かなり高い貴重に扱わないといけない。一体どこにあるのですか。

もう一度聞きます。私が書いた連帯保証人届け出はどこにあるのか。私からは請求できないとなっている。どこにあるのですか。

○議長（上嶋和志）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。連帯保証人の書類につきましては、建設水道課のほうで保管してございます。

役場建設水道課で保管しております。

○議長（上嶋和志）

ここで暫時休憩とします。

○議会事務局長（東原孝博）

ただいまから議会運営委員会を開催しますので、議長室にお集まりください。

休憩 10 時 52 分

再開 11 時 01 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○８番（狩野正雄）

次の質問に入ります。高齢者になりまして、このことは少し厳しいなということも考えられます。滞納したときに、住宅から出ていってくださいということではなく、病気で入院したり、家族が亡くなったり、そんな事情も出てくると思う。

そういうときには、60 万円を請求しますなんていう 3 か月滞納したら出てくださいではなくて、家賃や灯油代の支払いのときは、ぜひ役場に相談してくださいと安心して生活できるように皆なで考えますという発想、これから必要ではないか。

それから、ここにありましたように、ペットを飼ってはいけない。だけど、犬や猫をかわいがって家族として生活する、生きる希望が湧いてくるというようにつながります。心と体の健康に安定していいというように言われている。

そういった高齢者に対する支援、それからペットとかそういうものを飼っても、認めてやっていいのではないかと思います。

それから 80 歳超えた家族に対して、なぜ親族が保証人になれないかというそういう説明がちゃんと理解できるようにしてほしい。

いきなり家族は身元保証人とかそういうものになれないという説明で果たしていいのか。これからこの町と縁のない人が住んでみたくなってくるかもしれない。知り合いも親戚も何もないけど、この町で働きたいということでもくるかもしれない。

そういうときに、断るというか、拒否するのではなくて、なにかこういう身元保証人協議会とかそういう機関を作って、そこに行ったら、その人の身元を保証しますなどそういう策がこれから必要になってくるのではないかと思います。保守信用保証協会とか、そういうものをこれから必要になってくる。

年寄りの方は長寿命化計画を見ました。長寿命計画で計画している物件は、築何年までのやつをめどとしているのか。それらの 2 点についてお聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。住宅の入居、退去等の手続きの際の説明とかいろんな面があるかと思います。

家賃滞納のくんだり等について、文書として書かなくてはならないことは書いていかないとならないので、それについては従来どおりと思います。

説明等の中でその説明と、例えば 3 か月滞納したからすぐ出ていってくださいというような対応をうちの町は当然しておりません。家賃等でいろいろな事情がある場合は、分納だとかいろいろな相談にはきめ細かく対応をしていると思っております。

とくに高齢者の方々についてはなかなか難しい話も簡単に理解をしていただけない場合もありますので、その辺については以前にも増して丁寧に対応をするように心がけてまいりたいと思います。

あと保証の関係ですけれども、保証協会という話もありました。今、民間の事業者の場合はほとんど保証協会を利用するというかたちになっております。

これは保証協会を利用するということは、保証料を納めなくてはならない。これが基本でありますので、そういったことも含めて保証協会を利用することについても、しっかりと今後検討していきたいと思っております。

ペットの関係については、これはただ単にその入居者だけの問題ではなくて、様々なことを考えていかなければならない部分もありますので、これについては慎重に考える、検討すべきことと思っております。

以上でございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

住宅設備機器のリースもありますが、建物が古くなればなるほど、住宅の家賃が上がっていくというように相談された。

初年度1万5,000円が入っていて、次の年に1万6,000円さらに次の年1万7,000円最終的には2万円ですっていくそうです。

古くなればなるほど、家賃が上がっていくというのは、なぜか。西町の団地は、北町の団地も同じような造りですけれども、これ築何年なのですか。もう耐用年数というか、そういう住宅の残存価格というか、そういうものは耐用年数はどうなのですか。

50年ですか。100年ですか。その辺をお答えください。

○議長（上嶋和志）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。西町の住宅に関しましては、昭和40年から昭和45年と昭和57年に建てられた住宅でございます。

この住宅につきましては、元々自衛隊の官舎でございました。そちらを譲り受けといいますか購入いたしまして、現在、町営住宅としていただいております。

耐用年数につきましては、それぞれ構造によって違いますけれども家賃算定においては30年を限度として家賃算定はそこで止まるかたちになっております。

年数が経てば家賃がというお話がございましたけれども、町営住宅について、家賃は年数が長く入居していても上がることはございませんが、公営住宅につきましては所得の関係がございますので、それをもとに家賃を算定しておりますのでその御家庭の状況によりま

して、例えば扶養がなくなれば家賃も影響してきますし、そういった関係で公営住宅については家賃の変動が起きている現象でございます。

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

昭和40年代に建てられた建物、もう50年60年近い。そういう古い物件に住んでいる人が何て言うか。私もよく相談される。冬寒いです。何とかありませんか。灯油代に大変な思いをしている。そういうことを訴えられます。そういうところに住んでいる人は、何も支援ありません。

鹿追町はこういうのもありましたけど、定住促進策として、持ち家を推進しています。家を建てば100万円、民間アパートの入居者には、家賃補助制度というものを設けております。しかし、寒くて狭い。そういう古い公営住宅に入っている人たちは、何の支援ありません。ましてや、毎年1,000円ずつ上がっていく。これおかしくないと言われてそうだなと思いました。それと、そういう生活している人は年金が頼りです。

年金は2か月に1回振り込まれます。この月生活ができない。来月になると、家賃が払えない。そういう事情もあるでしょう。もうこの辺で古い住宅に関しては、極力家賃を安く抑えます。政策として。ましてや、給湯器に毎月3,000円リース代払ってくださいとなっている。月3,000円です。家賃とは別ですということで、だけど家賃が例えば1万7,000円の場合は2万円かかる。給湯代は1台の給湯代に毎月3,000円、年間3万6,000円、10年間で36万円がずっとかかってくる。

リース契約これでいいのかと。それで自分が使っている数年前に買ったやつが持ってきたと言ったら、規則ですからそれは駄目と言われたそうです。やっぱり、使っているものは愛着がある。どうぞ持って来てくださいというそういう説明ができないのですか。いかがですか。

住宅設備とそれから家賃の補助もない住宅に住んでいる人の支援というものをこれから考える必要はないのですか。以上です。

○議長（上嶋和志）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

はい。一つ目の公営住宅の支援制度について、公営住宅、町営住宅につきましては当然

年数が古くなりますと公営住宅等は経過年数で家賃は下がりつつあるということになっておりますが、今回の西町につきましては、住宅の算定の限度額といえますか、そこまで老朽化が進んでいる状況にはなっております。今回、西町のところで家賃が今 1,000 円ほど上がっていくというお話がございましたが、現在、元住まわれていた南町の家賃を基に今回転居された住宅の家賃にどうしても差があります。

西町のほうが家賃は高いということでございますので、一気に上げるのではなく、5 年間に分けて段階的に家賃を上昇させて、5 年後に今の西町の家賃に到達するかたちで家賃をいただいておりますので、1 年につきましては若干上がっていく。一気に上げないで段階的に上げていくというかたちで家賃をいただいております。

あとリースの関係ですけれども、設備機器を用意してございますけれども本人の意向でどうしても違うものをつけたい。例えば灯油ボイラーがいやだからガスに替えたいという御希望があればそのように個人と対応しているとお聞きしておりますので、必ずしもこれをやらなくてはならないということではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。公営住宅、町営住宅につきまして、家賃等の設定について基本的に公営住宅は住宅に困窮している方でそして所得も当然制限があつて、所得が多い方については基本的に入居できないか、あるいは年数が経つと所得に応じて家賃が上がるとということで基本的には家賃は低く抑えられているというのが基本であると思っております。

福祉政策との関連もありますけれども、所得等で該当になる町では福祉等での政策もずっと続けております。そういった中で、住宅の家賃高いか安いかはそれぞれ御判断あるかと思っておりますけれども、そういったかたちでできるだけ低廉な家賃を抑える。

ただ公営住宅の事業全体、例え古くても、しっかりと修繕をしてそして今回のケースとは違うかもしれませんが古くてもその住宅に住み続けたいという方も、ある程度低い家賃のところを望む方もたくさんいらっしゃいますので、全体的な中でこの住宅政策は進めていく必要があると考えております。

一方で、持家の関係だとか、そういうものについては当然一方できちんと進めていく必要がある住宅政策全般の中で非常に重要なことだと思いますので、それぞれ住宅の部門部

門によっていろんな対応を考えていくことは必要なことと思っておりますので、御理解をいただければと思います

○議長（上嶋和志）

再質問。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

公営住宅長寿命化計画というものを何年か前にもらってずっと保存していました。長寿命化計画を立てるだけではなくて、それに基づいて今年は何戸、今年は何戸という目標を持って、リフォームする。温かい住宅に改造していく。

住民からは、公営住宅の温かいところに行きたいのだけだと伝えたらありませんという話ばかりだったと言う。それからそういうことが門前払いでなくて、真剣にこういう住宅にしますよという希望を持てるような計画を立案する、実行することによって、地元の建築事業者にも仕事を作り出せるのだと思います。

ぜひ地元の業者に仕事が回るようなそういう長寿命化計画をしっかりとさせる必要があるのではないか。相談に行ったらありませんで返されるのではなく、今年はこういうところに何戸やりますということで、それが済んだら、入居できますよというようなプランを示す必要があるのではないかと思いますが町長いかがですか。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

長寿命化計画の逐一細かい内容については今承知をしておりますけれども、長寿命化計画に基づく修繕というのは、毎年一定程度予算を確保しながら実施しております。

この長寿命化計画、鹿追の住宅政策の中で公営住宅等の公的住宅の保有戸数は非常に町の規模としては多いと私は基本的に承知をしております。

この長寿命化計画に基づく修繕等も国の補助金をもらいながら、計画的に毎年進めております。そういったことで町内の事業者の方にも基本的に毎年その事業に関わっていただいていると私は承知をしております。

これはほかの事業でもそうですけれども、全体の財源お金の中でやっていくものでありまして、いくらでもお金を予算抑えてできるということではありませんので、ただ、限られた財源の中でもそういう住宅に対する要望だとかそういうのをできるだけ対応していけるように、そして窓口等の対応も多分私はそんな言い方はしていないのではないかと思います。

すけれども、誤解のないように丁寧な対応を引き続きしていくべきものと理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

職員とか何かのお願いなのですが、やっぱり住民が相談したら、よく分かるように説明の能力を研修し、誤解が生まれないような行き違いが生まれないような手続きの方法を年取ってくるとなかなか理解するのに時間がかかる。

だからそういうものに合わせて、どうすれば理解し、分かってくれるかということ、もっともっと一生懸命能力を磨いていただきたいというふうにお願いして、以上で終わります。

○議長（上嶋和志）

答弁は要りますか。

○8番（狩野正雄）

答弁をお願いします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい。この公営住宅の担当窓口に限らず、やはり来ているお客さんに合わせた対応ということは必要だと思っておりますので、しっかり今後も職員にもよく話をして、窓口対応はいろんな町に対する印象を決めるということもありますので、これはしっかり今後とも対応するように職員を指導してまいりたいと思います。終わります。

○議長（上嶋和志）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時30分からとなります。

休憩 11時20分

再開 11時30分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、山口優子議員。

○5番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので通告に従いまして2項目、一般質問をさせていただきます。

まず1項目の町立病院の課題について、町長の結論は。

令和6年（2024年）2月28日、町民5名から町立病院運営環境の改善を求める陳情書が議会に提出されました。議会ではこれを受け、産業厚生常任委員会へ付託しました。

産業厚生常任委員会では6回にわたる協議と、陳情者、町長、病院事務長、総看護師長、病院長への聞き取り調査を行い、調査報告書をまとめ、5月20日、議長へ報告書を提出しました。

その後、全員協議会での協議を経て、6月10日に議長名で町長へ文書で申し入れを行いました。「鹿追町立病院運営環境の改善を求める陳情書の議会見解について」と題し、「病院設置者である町長は雇用上何らかの措置を講ずる義務を果たすべきである」と申し入れました。

これを受け、町長は6月19日の定例議会最終日の挨拶の中で次のように述べられています。

「議会からの見解と合わせて、職員複数から公平委員会に措置要求が提出されており、現在関係者からの聞き取り調査はほぼ終わりに近づいており、これを進めている。住民からの陳情と職員からの措置要求の2点を精査し、改善に向けた対応をできる限り早期にお示しをし、しっかりとけじめをつけたいと考えている」とこのようにおっしゃってからもう3か月が経ちます。

町長の結論を陳情者、病院職員、多くの町民が待っていますので、この場で、誠実な御答弁をお願いいたします。

続きまして、2項目です。

役場職員の労働環境・ハラスメント防止対策について。

自治体が各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、法律上義務付けられており、鹿追町では「鹿追町職員ハラスメント防止等に関する要綱・ハラスメント防止の指針（令和4年（2022年）2月1日）」が定められています。

上記指針の中でも「ハラスメントを当事者間の個人的な問題とせず、職場全体の問題として捉えて対応すること」とあります。ハラスメントがある職場は、当事者以外の職員にとっても、その能力を十分に発揮できる職場環境とは言えず、鹿追町役場の能率低下は、

鹿追町民にとっての不利益であると言えます。

そこで、以下をお伺いします。

- 1、鹿追町役場において過去5年間の職員の休職、退職の状況は。
- 2、過去5年間のハラスメント相談、被害報告は何件ありますか。
- 3、ハラスメント事案が発生した時の対応について、どのような流れになっているのかお伺いします。
- 4、ハラスメント行為者が「ハラスメント行為をした」と直ちに認める場合のほうで、ハラスメント被害者とハラスメント行為者の主張は一般的には食い違うものですが、その場合、ハラスメントがあったのかどうかの判断は、誰が、どのように事実認定を行うのでしょうか。
- 5、相談窓口担当者は、相談対応の仕方やカウンセリングの手法などの研修が不可欠と思いますが、そのような研修の受講状況は。

6、小規模の職場においては、内部に設置された相談窓口では相談者の安心感が得られません。弁護士やカウンセラーなどの有資格者による外部の相談窓口を設ける考えは。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「町立病院の課題について、町長の結論は」と題しまして、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしております。しかし、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化などを背景とする厳しい環境が続いております。

鹿追町国民健康保険病院におきましても、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、基本理念である「健康で安心した生きがいの持てるまちづくりのもと、信頼される病院づくり」を目指し、日々努力をしているところであります。

さて、御質問につきまして、改めて時系列に沿って説明をさせていただきます。

2月28日に、町民の方から議会に対して「鹿追町立病院運営環境の改善を求める陳情書」が提出されております。

3月4日には、病院職員複数名から鹿追町公平委員会に対して「措置要求書」が提出さ

れており、翌3月5日、北海道人事委員会事務局総務審査課に審査補助員を町で委嘱しております。4月10日、病院職員複数名から鹿追町公平委員会に対して「措置要求書」が再提出されており、4月26日、第1回鹿追町公平委員会を開催し、公平委員会から措置要求者に対して、受理の通知を行い、併せて町に対して、措置要求に対する意見書の提出が求められております。5月以降には、事実確認のため、町が病院職員複数名ならびに医師等から聞き取りを行っております。

6月10日には、先ほど議員の御質問にあったとおり、「鹿追町立病院運営環境の改善を求める陳情書の議会見解について」議会から町長へ提出されているところであります。

以上のようにしておりますが、この中で、公平委員会から措置要求に対する町としての意見書を求められており5月以降、病院経営に支障が出ないように勤務時間以外や、職員の勤務シフトに合わせて聞き取りを行い、時間を要しておりましたが、おおむね確認すべきことが終了し、現在、弁護士に相談を行っているところであります。

議員御承知のとおり、事実確認をする職員は相当数おりますので、確たる事実を把握することが非常に重要であることから、弁護士へ相談を行いながら複数回にわたり事実確認を行ったところあります。

今後、速やかに措置要求に対する意見書の最終結論を出したいと考えており、その後、公平委員会から町への「勧告」、議会の「鹿追町立病院運営環境の改善を求める陳情書の議会見解」、そして当該職員への対応につきましても、速やかに行ってまいります。

自治体病院は、地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平公正な医療を提供し、地域住民の健康と維持増進を図り、地域の発展に貢献することが使命であります。鹿追町国民健康保険病院の基本方針「地域住民から信頼される病院づくり」「保険、医療、福祉、介護との連携推進」「地域住民の予防医療と老後のサポート」に基づき、患者様やご家族の皆様への思いやり、職員が働きやすい職場環境を構築し、信頼回復に向けて取り組んでまいりますので、御理解御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、「役場職員の労働環境・ハラスメント防止対策について」と題しまして、6点の御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

総務省は、令和6年（2024年）6月21日付で「地方公共団体における各種ハラスメント対策の徹底について」と題した通知を発出しております。その内容を簡単に申し上げますと、ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くとともに、貴重な人

材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題として、地方公共団体に対し各種ハラスメントの防止に向けて適切に対応するよう求めるものであります。

また、町では令和2年(2022年)6月の労働施策総合推進法の改正を受け、令和2年(2022年)12月1日に「鹿追町職員に係る懲戒処分の指針」を、令和4年(2024年)2月1日には「鹿追町ハラスメントの防止等に関する要綱」及び「鹿追町職員ハラスメント防止の指針」(以下「指針」といいます。)を策定したところです。

ハラスメントは、被害を受けた職員個人の働く権利を侵害するものであるとともに、職場全体の士気や公務能率の低下を招くなど影響が大きく、あってはならないものであります。また、関係法令などを遵守した上で、公務の職場は各種ハラスメント対策の模範となり、職員がその能力を十分発揮できる勤務環境を保持することで町民に質の高い行政サービスを提供する事が求められております。

まず、1点目の「鹿追町役場において過去5年間の、職員の休職、退職の状況」についてお答えいたします。

職員の分限に関する条例第2条の規定による分限休職者が4名であります。また、退職につきましては、定年による退職が18名、自己都合による退職が17名であります。

次に、2点目の「過去5年間のハラスメント相談、被害報告」であります。相談件数は4件であります。

3点目の「ハラスメント事案が発生した時の対応」、4点目の「ハラスメントがあったのかどうかの判断は、誰が、どのように事実認定を行うのか」について併せてお答えいたします。

ハラスメントに関する相談等があった場合、相談窓口である総務課職員が、ハラスメントに該当する事実の有無について調査を行い、調査によって認定された事実を前提としてハラスメントに該当するか否かの検討を行います。そこで、ハラスメントがあったと認定された場合、ハラスメントの内容・程度に応じて行為者に対する懲戒処分の実施や人事異動等の措置を検討し、同時に被害者のケアと職場環境の改善を行います。

具体的には、被害者、行為者のそれぞれから事情聴取を行います。しかし、事案によっては、客観的に示す証拠が常に残っているとは限らないことから、いつ、どこで、どのような言動があったのかについて、必要に応じて目撃者等からの事情聴取も併せて実施します。

事実の認定を行うにあたり、被害者の供述内容と行為者の供述内容が矛盾する場合は考

えられますが、当事者の供述に沿うような客観的資料が残されていないか丹念に確認するとともに、もし、状況を知る当事者以外の第三者が存在すれば、その第三者に対しても事情聴取を行い、その供述内容も重要な資料となることから、慎重に検討し判断するということになろうかと思います。

供述内容の具体性、迫真性、供述内容の自然さ、一貫性、合理性等を勘案しつつ、事案によっては弁護士へ相談を行いながら当事者の供述内容の信用性を判断することになります。

5点目の「相談窓口担当者の研修の受講状況は」についてお答えいたします。

職員からハラスメントの相談等があった場合は、指針に定める「相談対応の心得」等に基づき適切に対応していると認識しております。なお今後は、ハラスメント相談のための研修を受講させるなどし、安心して相談できる体制を強化してまいります。

6点目の「弁護士やカウンセラーなどの有資格者による外部の相談窓口を設ける考えは」についてお答えいたします。

指針では、原則として相談窓口は総務課、相談員は総務課管理職職員としており、また、外部の相談窓口として鹿追町公平委員会についても規定しているところであります。今後は、さらに職員が相談しやすい体制も必要と考えますので、心理カウンセラー等専門職が配置されている外部相談窓口の設置を検討してまいります。また、ハラスメントを生まない職場づくり、組織風土づくりが重要でありますので、職員研修を含めた効果的な取り組みのプログラムを、民間の力も借りて実施してまいりたいと考えております。

今後とも、職員が安心して相談できる体制を整え、ハラスメント防止対策を強化し、部下上司に関係なく職員が互いに尊重し合い、思いやりをもって接する組織、人が人を大切にする組織づくりを進めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。山口議員。

○5番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。まず病院の件についてです。

御答弁、町民の皆さんが納得できるような御答弁だったかどうかということは、町民の皆様判断していただきたいと思いますけれども、時間がかかっているということの理由は、事実確認をしなければならない職員の数が多いからということでございました。

今回陳情者5名、病院職員22名からの訴えですけれども、その後ろには声を上げられない多くの町民がたくさんいるということ、当事者の数が多いということは、それだけ事態が深刻であるということを受け止めていただきたいと思います。

弁護士の先生に御相談されているということでしたが、弁護士の先生に訴訟リスクなどの相談というのはどのような御相談なのか、また弁護士先生はどのようにおっしゃっているのかお聞かせいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今ここで具体的な内容についてはお答えができません。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい、分かりました。では、信頼される病院づくりのため、信頼回復に向けて取り組むということでしたけれども、再発防止策については具体的にどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

この再発防止策についても今回の措置要求が出されている内容等々、今状況をほぼ確認をされておりますけれども、具体的な内容はまた別な機会にきちんとお示しをしたいと思っております。

いずれにしても病院に限らずどこの職場においても職員間の意思疎通というのが一番重要でありますし、特に医療行為を行う上では、そういったことが非常に大事だと思っております。

病院ではそれぞれいろいろなかたちで会議、経営会議を含めいろんな会議も持たれておりますけれども、その中できちんと意見を言い合える状況にあるのか、そういった内容も含めて、まずその辺から改革をしていく。こういった取り組みが重要だと思っておりますので、それらを中心に今回の対応等を含めて後日しっかりとお示しをさせていただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

山口優子議員。

○5番（山口優子）

職員間の意思疎通というお話がありました。私も病院事務長をはじめ、誰も院長に対して物を申せないような環境というのは改善すべきであると思いますし、町長の管理の目が届いていないという環境も改善すべきであると思います。

それで町立病院は今、健全な状況であるとは言えません。このような状況で、いざ災害時など、そういった緊急時の対応がきちんとできるのかどうか、町民の皆さんは不安に思っていると思います。

不健全な状況にある病院で、時間をかければかけるほど患者さんがどんどん減っていく。看護師さんがどんどん辞めていく、病院として立ち行かなくなっていくということに私は危機感を抱いております。

そのことの危機感について、町長はどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

先ほど申し上げたとおり病院改善すべき事項は数々あると思っております。

私も院長先生とは何回かいろんなかたちでお話をさせていただいているところであります。

なかなか中で声を上げられないとか、いろんな状況もありますので、それについては先ほど申し上げたとおり、しっかりと改善していく必要があると思っております。

私が毎日病院を監視しているわけにはいきませんので、これはこの病院運営がきちんとより良いかたちになるようにという方策については、これはいろいろやっていかなければならないと思います。

病院の患者さんがどんどん減っているという状況、お話ありましたけども現状の数値はそういった状況にはなってございません。

民間のクリニックさんが閉院したということもございますけども、患者さん等についてはどんどん減っているという状況にはないということを申し上げておきたいと思います。

この状況について私もいつまでも最終的な結論がまだ出されていないという状況は、確

かに時間は要しておりますけれども、いろいろ聞き取り等をする中で、また新たな事実の証言があったり、記録等があるということもありまして、そういう申し出に対してもちゃんと対応するためにはまたその分時間が必要になったということもございます。

いずれにせよ時間がかかっているということは事実でございますので、できる限り早く最終的な結論、けじめをつけるということについては変わりございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

ありがとうございます。本日の傍聴人の多さからもこの病院の件に関して、町民の関心の高さが伺うことができるかと思います。

町長にはぜひ今後、町民の声をしっかりと受け止めていただいて早急に病院の改革を進めていただくことを御期待申し上げて、今回の1項目目の病院に関する件での質問を終わらせていただきます。

続きまして、役場職員の労働環境、ハラスメント防止対策についての再質問に移ります。

今年の7月、8月の2か月間で4回の人事異動が発令され、延べ26件の異動があり、そのうち6人が退職しているというような状況です。どのような経緯があったのか、御説明をお願いいたします。

○議長（上嶋和志）

答弁。喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

個別の人事の具体的な内容についてはお答えを控えさせていただき、事情はお答えを控えさせていただきますけれども、行政運営上必要があって、人事異動をして、それぞれの御事情の中で退職等を選択されたということでございますので、それ以上でもそれ以下でもないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

分かりました。ただ公務員の異動に関しては、広報しかおいにも出ておりますし、この短期間でこの数の人事異動があったということで町民の方もどうなっているのかと思って

いる方は多いかと思います。

公務員は業務の範囲が広域で異動も多く、どうして異動することになったのかという意思決定過程が見えづらいと思います。

当事者にとっても周囲にとってもそのように人事異動がたくさんある状況が、落ち着いて仕事ができる状況にあるのかどうか。御答弁では、5年で定年退職18名、自己都合退職17名、休職者4名ということでしたけれども、このような状況で人手は足りているのかどうか。残っている職員さんに多くの負担がかかっているのではないかと思います。

不服を申し立てることに萎縮しているような状況があるのではないかと、組織としてのハラスメント対応が不十分なのではないかと考え、今回この質問を取り上げさせていただきました。

実は私のところに複数の役場職員から相談が寄せられております。

部外者である私のところに相談が来るということは、役場内にある相談窓口が機能していないのではないかと思います。また相談窓口で相談がしづらいということがあるのではないのでしょうか。そもそも同じ職場の職員に相談するというのは抵抗があるでしょうし、安心して相談できる窓口となっているのでしょうか。相談すらできていない事例が多くあるのではないかと思います。

ここで、ハラスメント当事者以外の周囲の人の対応についてまずお伺いします。

ハラスメントがあると仮定し、ハラスメント被害者が相談をためらっているような状況で、ハラスメントを見た周囲の人は、どのように対応すればよいのでしょうか。

鹿追町ハラスメント防止の指針によれば、「周囲の対応、ハラスメントを見聞きした職員は深刻な問題にならないうちに行方者に注意を促したり、被害者に声をかけて話を聞いてあげたりするなど、精神的に支えてあげましょう。相談にあたっては、被害者が相談しようと思っても、心には不安やショックが大きく存在していることに注意が必要です。

また被害者には、必要に応じて相談窓口へ同行、あるいは本人に誰に聞くのかを確認の上、代わりに相談窓口へ相談するなどの対応が必要と思われます」とあります。

ハラスメントを見た周囲の人は、公務員として相談窓口で相談する義務があるとお考えでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

一般質問の途中ですが、昼となりますのでここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 11 時 59 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで御報告します。宇井学校教育課長より欠席の届け出がありました。

一般質問を続けます。答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

お答えをいたします。まず、職員から議員さんのほうに相談があった云々の話でありますけれども、議員さんというのは特別な立場の方でいらっしゃると思いますので、内部に相談しにくいということももしかしたらあるのかもしれませんが、要因はそれだけではないのかなというふうに、私は具体的な事例を承知しているわけではないので申し上げることはできませんけれども、そういったこともあるのかなという印象を持ったところであります。

あとハラスメントにかかる注意等の対応については、町で作っている指針の中でいろいろ職員が見聞きした場合の対応等がいろいろ記載されているわけでありますけれども、あくまでも指針ということですので、必ずこうしなければならないという、そこまでの強いものではなくて、こういうふうに対応することが必要ですとか、そういうふうにするのが望ましいとか、そういう全体的にそういう規定なのかなと思っております。

この指針全体についても職員全体が全て内容を熟知、承知をしているということでも確かにはないのかなと感じるところがありますので、今後職員の研修、これは例えば管理職向け、あるいは一般職向け全体での研修も場合によっては必要かもしれませんけれども、それぞれの立場というか職責というかそういうのに応じた研修も必要なかなと思っておりますので、これらのハラスメントに対するそれぞれの職員の対応というのですか、取るべきことについては、今後研修等で職員にしっかり周知をしていくことが必要かなと考えている次第であります。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5 番（山口優子）

職員の方が皆なこの指針についてちゃんと理解しているわけではない。今後研修等でも周知の必要があるという御答弁でしたけれども、こういう指針がせっかくあるのですから、これはちゃんと普段から研修の場でなくて、普段から職員に周知・啓発していかなければ

ならないと思います。

例えばポスターなどを活用して、ハラスメントを見た人は相談窓口にお知らせくださいとか、当事者の方が相談するというのが本来ですけれども、なかなか当事者の方が動けないという場合が多いので、周囲の方の対応というのがそういうハラスメントを生まない職場作りというものにつながるといいますので、ハラスメントを見た周囲の人々の行動というのがすごく大事なかなと思います。

ただ、公務員に対してのアンケートでも、「実際にハラスメントを受けても、また周囲で見聞きした場合あったとしても、それぞれ人事上の不利益を考慮して相談はしませんでした」というような回答が多いです。

それではどのような相談窓口であれば相談がしやすいのか。第一に匿名で相談できることだと思います。特に当事者以外の方は匿名でこういうことがありますということが相談できることが重要かと思います。

相談窓口相談したからには、相談した人はやはり迅速に早急に問題を解決してほしいと当然期待します。

ですから相談窓口では、解決のための具体策やノウハウを持っているということを期待します。そして自分たちと利害関係のない、なるべく遠い人に相談したいと思っています。

近い人やこういった小規模の組織だと匿名だと言っても大体分かってしまう場合も多いです。

鹿追町役場では、相談窓口は総務課長の充て職となっています。数年で異動がある上に、通常業務との兼務となっておりまして、そこでさらに相談業務を行うというのは、負担が大きすぎるといいます。

また相談員としての研修を受ける義務があると思いますが、研修については受けていないという御答弁でした。

研修を受ける時間もないようなお忙しいそのような中で、相談業務担当者としての役割を誠実に客観的に公正に中立の立場で、役割を果たしてもらうということを、どこまで個人一人に求めていくのか。相談員は専任ではなく兼任であって、普段から大変な仕事を持っている上でさらに相談内容をほかに漏らすことはできないというような心理的な負担もあります。

そういったことを職員本人、職員個人にどれぐらい負担をさせるのか、本業が忙しくて後回しになってしまっていて対応に時間がかかってしまう。また相談を受けたときにこれで仕

事が増えたなとか、相談時間を早く終わらせたいなというような気持ちが出てくるともあると思います。

相談員にはスキルやノウハウの積み重ね、蓄積も必要でありますけれども、公務員の職場で人事異動というのはつきもので、相談の担当者を長期間固定するということにはなりづらいと思います。

研修はもちろん大事でありますけれども、総務課長になった職員さんが相談員としての専門的なカウンセリング能力を高めていくということは現実的ではないと思います。

そもそも相談員は専門的な知見・能力が必要なので、カウンセラーなどそういった有資格者を置いた利害関係のない外部の相談窓口が必要と考えています。

御答弁の中でも、心理カウンセラー等専門職が配置されている外部相談窓口の設置を検討していくとおっしゃっていただきましたけれども、これは具体的にどのような相談窓口を想定していらっしゃるのでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

総務課長の御負担について大変御心配いただきましてありがとうございます。

職員の相談に乗るのも総務課長の重要な役割ですから、余計な仕事というふうに私は考えておりません。

人間万能ではありませんから、そのために研修も必要ですし、答弁で申し上げましたとおり、外部の相談窓口も検討するというお話をしているわけですから、相談窓口といってもいろんな事業者がありますので、それはいろんなところからお話を聞いていますから、それは時間をいただければきちんと対応するということでもあります。

それからハラスメントの指針でありますけれども、これは文書でちゃんと流しますから、職員はいつでも見れば見る体制ができています。

ただ、いちいち職員に対することをポスターを庁舎内に貼ってまでやらなければならないということ自体は問題だと思いますので、それはきちんと職員に今一度ハラスメントの指針をちゃんと確認するように、そして指針を読むだけでは不十分だから研修をやっているわけです。

そういったことで対応してまいりますので、御理解をいただければと思います。

匿名通報のことも場合によっては必要かもしれません。ただ外部の人間が見て事情は分

からないのに、何でもかんでもハラスメントだと言って話を持ち込むことについてはそれはただ混乱を招くだけです。本人の考えもありますから、それは一概にどんな事案でも全部取り上げてその内容を検証するということは、私は行き過ぎではないかと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口議員。

○5番（山口優子）

ありがとうございます。では実際に問題が発生した場合の相談窓口の対応について人事院の公務職場におけるパワーハラスメント防止対策検討会での内容を御紹介しながら、それを提案とさせていただきたいと思います。

当事者からであっても、また周囲の人からの相談であってもハラスメントの相談があった場合、御答弁の中でもそのようにおっしゃっていましたが、最初からこれはハラスメントなのかどうかという、ハラスメントの事実の有無の調査を行うことが多くて、その結果時間ばかりがかかって、最終的な解決の出口にたどり着けていないように思います。

その行為の内容がハラスメントかどうかという話ばかりになってしまって、そうして調査に時間がかかっているうちに、より深刻化するという事例が多いそうです。

調査をするよりも前に、まず通知・調整・調停ということを行うことが重要であるとされています。

まず通知は、被害者や行為を見た周囲の人が匿名で窓口申し立てをし、相談窓口はその申し立てがあったということを行為者に通知するというものです。

通知は原則として匿名で行い、ここでは事実の確認はしません。ハラスメントに該当するかどうかということ告げるのではなく、被害者や周囲の人がどのように主張をしているのかを確認してもらって、行為者自身がどう捉えるのかを見ます。

通知でも1回受ければ行為者は自制してコントロールできるようになる場合もありますし、2回3回と通知を受けた場合、考えていただくこともあるかと思います。

また、通知は行為者本人のみに行われることで、行為者側のプライバシーも守られます。

行為者に異議がある場合、その異議申し立て反論は文章で出してもらうように求めます。文章にすることで行為者自らも言動を客観的に振り返ることにつながるということです。

通知で効果がなく、さらに繰り返す場合や同行為者に対する相談が複数寄せられるというような場合においては、行為者の上司にも文書で通知するなど、通知を重くするなど

の方法が考えられます。

通知の次の段階として調整・調停があります。

両当事者の言い分を聞いて調整・調停を行います。この調整も調停も円満和解を目指すもので、合意の上、和解文書や調停案の作成ができればゴールであり、これもハラスメントに当たるかどうかの判断や、事実かどうかという調査を何度もする必要はありません。

通知、そして調整、調停と順に段階を踏んでもなお解決せず、被害者が行為者に処分を望んでいる場合や明らかな人権侵害や悪質な場合など、そういう場合にはじめて調査へと進むのが良いのではないかとされています。

例えばセクハラであればセクハラが指導の延長線上にあることはありませんので、セクハラであるとの認定は容易であります。

しかし、パワハラの場合、指導の延長線上にある場合、それがパワハラなのかどうかという判断は難しい場合もあります。また、行為者に問題はなく、被害を訴える側が平均的な人よりもメンタルが弱いという場合もあります。

例えば、「何回同じことを注意させるんだ」というようなことを言ったとしても、本当に何回も注意をしなければいけないような状況があった場合などです。

その場合でも実際には傷ついた人がいるという問題ですので、問題を解決しなければいけませんけれども、行為者側にはこの場合問題がありませんので、処分の対象とはなりません。

このような例も稀にはありますので、何度も聞き取り調査をして、そこにどういったパワハラがあったのかどうか、事実なのかどうか、パワハラに当たるかどうかというような認定に時間をかけるのではなく、迅速な早急な解決をゴールとして、通知・調整・調停の段階で早期に解決できるように、そういった相談窓口のあり方や解決手法のフローチャートを考え直す必要があると思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

人事院の関係の内容詳しくお話をいただきました。

私はその詳しい内容を承知しているわけではありませんけれども、お話があったとおり、人事院のそういったものも見ながら、今後の対応の参考にしていこうとか、そういうかたちで進むのが良いのかなと思っております。

事例にもよりますけれども、その事案に対するが申し出等があった場合でも、それぞれその行為者に何ら通知もせず調査を続けるということは実際ありません。

それは必ずこういう申し出があるということで、そういう通知をしてその事実関係の確認というのは必ず必要ですので、それは調査ばかりに時間がかかってということは、現状としてはないと思っています。

その後、いろいろな対応の中で事実関係が先ほど例に出されていたように、例えば何度注意をされても直らない等々の場合は、パワハラ云々に該当しない例もあるというお話もされていたとおり、それは事案によっていろんな背景がありますから、それは知らせることももちろん重要ですけども、内容を全部置いといてその先に進むというのは実際はあり得ないと思います。

ただそういった行為については当然、引き続き行われないうなかたちで対応をしていくべきということについてはそのとおりだと思いますので、いろんなかたちで国の通知、あるいは様々な専門機関がありますので、そういったところのアドバイスを受けながら、ハラスメントの対応はしっかりやっていくということは重要なことだと考えておりますので、今後とも御指導をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問、山口優子議員。

○5番（山口優子）

ちょっと繰り返しになりますけれども、こういった事案が発生したときには、私は周りの人の対応が、周りの人がどのように動くかということが重要でかつ抑止にもつながることだと思っています。

見ようと思えばいつでもその指針は見られるということで、ポスターにして貼り出すのはなじまないというようなお話でしたけれども、やはり今、カスタマーハラスメントのポスターなど今お店に貼られております。町民から目につくような場所でなくてもいいですけども、そういうポスターが1枚ある。見た人は相談した方がいいのだなと、匿名で言った方がいいのだなということが分かるような状況の方が望ましいと思いますし、そういう働きやすい職場、そういう環境を今後とも作っていただくようにお願いします。

私の質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで山口優子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 13 時 18 分